

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	政策課題等 NAVI 「災害派遣福祉チーム（D W A T）の取組」
著者 / 所属	浜田 勇 / 厚生労働委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	480 号
刊行日	2025-12-2
頁	33-36
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20251202.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75020）／03-5521-7686（直通））。

災害派遣福祉チーム（DWAT）の取組

1. はじめに

災害時の避難所等での長期にわたる避難生活で、必要な福祉支援が行き届かないことにより、高齢者や障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の中には、生活機能の低下や要介護度の重度化に陥る者も少なくない。

こうした事態を防止し、要配慮者が安定的な日常生活へ移行できるよう、災害派遣福祉チーム（以下「DWAT¹」という。）による支援活動が全国に広がっている。DWATは、社会福祉施設関係団体、介護福祉士等の職能団体、社会福祉協議会等による都道府県単位で組織されたネットワークから、介護福祉士、社会福祉士、ケアマネジャー、保育士等の福祉専門職を派遣し合うことでチームを編成し、食事やトイレ介助、避難生活中の困りごとに関する相談、避難所内の環境整備等の様々な福祉的支援を行うものである。

本稿では、DWATをめぐるこれまでの動向及び今後の課題について紹介する。

2. DWATをめぐるこれまでの動向

（1）国、都道府県等の動向

DWATは、平成23年に発生した東日本大震災を契機として、岩手県や京都府で独自に始まった取組であり、平成28年の熊本地震において初めて災害時の派遣が実施された。

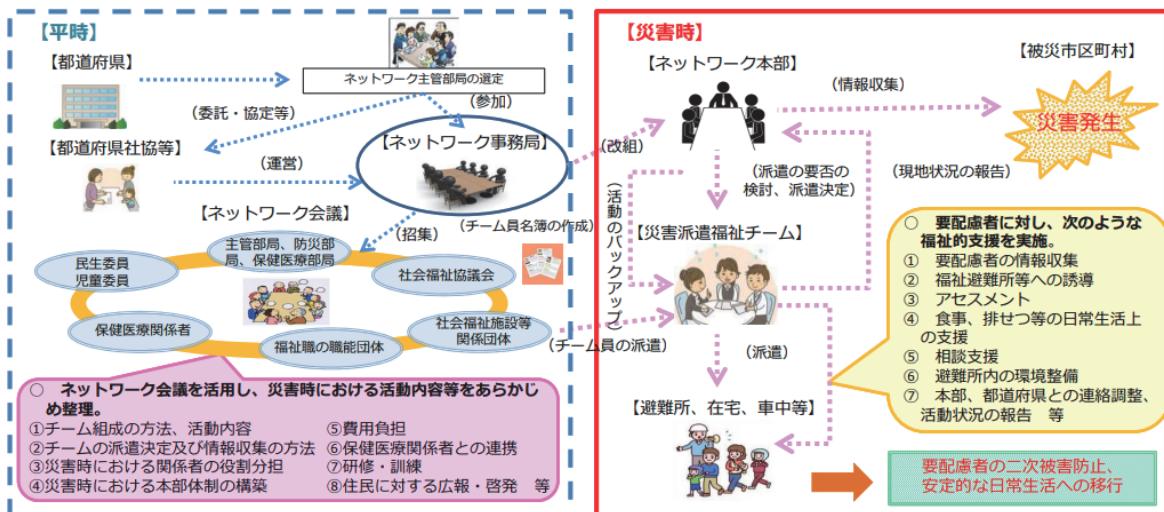
このような一部地方自治体の先進的取組を全国において推進していくため、厚生労働省は、平成30年5月、各都道府県が取り組むべき基本的な内容について、「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」（以下「ガイドライン」という。ガイドラインの概要は図表1参照。）を策定した²。ガイドラインでは、各都道府県は、避難所³に避難する要配慮者に対する福祉支援を行うDWATを組成し、これを派遣すること等により、必要な支援体制を確保することを目的として、都道府県、社会福祉協議会、社会福祉施設等関係団体などの官民協働による「災害福祉支援ネットワーク」を構築するものとされた。また、厚生労働省は、令和4年度から、平時は広域的な派遣体制の構築やDWATチーム員を養成する全国研修を、災害時は各都道府県のDWAT活動状況の集約や都道府県間の派遣調整等を一体的に行う「災害福祉支援ネットワーク中央センター」を設置し、その事業を全国

¹ Disaster Welfare Assistance Team

² ガイドラインは、「災害時の福祉支援体制の整備について」（平成30年5月31日社援発0531第1号）により、厚生労働省社会・援護局長から各都道府県知事に通知された。また、ガイドラインは、令和5年3月31日及び令和7年6月24日にそれぞれ一部改正された。図表1は、令和7年改正を踏まえた概要である。

³ 指定一般避難所及び指定福祉避難所並びに協定による福祉避難所又は協定・届出避難所も含まれる。

図表1 災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドラインの概要



(出所) 第30回社会保障審議会福祉部会資料1「災害に備えた福祉的支援体制について」(令7.10.21) 8頁

社会福祉協議会に委託している⁴。

また、令和3年5月には、国の防災基本計画において、国（厚生労働省）及び都道府県がDWAT等の整備に努めるものとする旨、規定された。

これらを受けて、DWATは令和5年度末までに全都道府県において組成され、令和6年の能登半島地震では、初めて全都道府県から被災地への派遣が実施された。これまでの活動実績は図表2のとおりであり、令和6年度末における登録人員は約1万1,000人に上る⁵。

図表2 DWATの活動実績

【DWATが活動した災害】※下線の府県は、災害が発生した県に応援派遣を実施	
平成28年4月熊本地震…熊本県、岩手県、京都府	
平成28年10月岩手水害…岩手県	
平成30年7月豪雨災害…岡山県、青森県、岩手県、群馬県、静岡県、京都府、愛媛県	
令和元年台風19号…宮城県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、長野県	
令和2年7月豪雨災害…熊本県	
令和3年7月豪雨災害…静岡県	
令和5年梅雨前線大雨…大分県	
令和6年能登半島地震…47都道府県	
令和7年岩手県大船渡市林野火災…岩手県	
令和7年台風15号（竜巻）…静岡県	

(出所) 第30回社会保障審議会福祉部会資料1「災害に備えた福祉的支援体制について」(令7.10.21) 9頁の図表に筆者において一部追記。

(2) 能登半島地震における活動

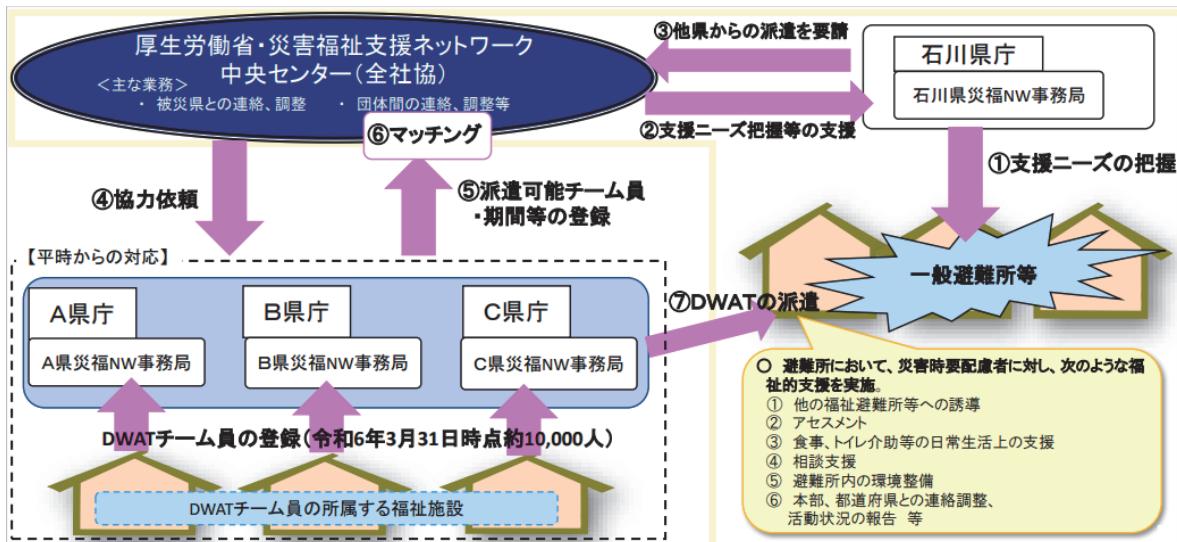
令和6年元日に発生した能登半島地震では、1月5日に石川県から全都道府県へDWATの派遣要請が発出され、同6日に災害福祉支援ネットワーク中央センターが石川県庁に入り活動方針を検討し、同8日から最初のDWAT（群馬県、石川県、静岡県、京都府）が活動を開始した⁶。

⁴ 厚生労働省は、災害時の福祉的支援を実施できる体制づくりに向けた取組の更なる強化・推進のため、令和7年度当初予算において「災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業」に2.9億円、「災害福祉支援ネットワーク中央センター事業」に1,800万円を計上している。厚生労働省社会・援護局（社会）「令和7年度予算（案）の概要 参照資料」41～42頁。

⁵ 第30回社会保障審議会福祉部会資料1「災害に備えた福祉的支援体制について」(令7.10.21) 9頁

⁶ 吉村尚也「DWAT：災害派遣福祉チーム」『日本医師会雑誌』第153巻第10号（令7.1）1081頁

図表3 能登半島地震におけるDWATの活動



(出所) 第7回厚生労働省地域共生社会の在り方検討会議資料2「災害時の被災地支援との連携について」
(令6.12.26) 6頁

DWATの活動は、避難所や1.5次避難所⁷において、図表3のように様々な福祉的支援として展開され、同年6月末までの半年間の活動期間に延べ1,573人が派遣された⁸。

この間のDWATの活動については、中央防災会議防災対策実行会議の「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ」において、他県への広域による派遣実績が少なく初動対応できるチームが限られて支援に遅れが生じたこと、活動範囲が避難所に限定されて在宅避難者や車中泊避難者等への支援が想定されていないこと、DWATへの理解不足により避難所での支援活動に調整を要する場合があったこと、福祉サービスを受け入れる職員や施設が不足して要配慮者が1.5次避難所にとどまらざるを得ない状況があったこと等が課題として指摘された。また、災害救助法上の救助の種類など災害関係法制における「福祉」の位置付けについて検討すること、DWATの活動範囲を拡大すること、初動対応を専門とするチームの育成、装備面の充実、活動に関する理解促進等の制度見直しに向けた検討を進めること等が必要であるとされた⁹。

(3) 災害対策基本法等の一部を改正する法律案の概要及び国会論議

令和7年の第217回国会(常会)において、「災害対策基本法等の一部を改正する法律案」(以下「改正案」という。)が提出された。これまで、災害救助法に規定される福祉的支援は、同法の救助の種類にある「医療及び助産」として行われるか、避難所内において「避

⁷ 被災地におけるライフラインの状況等に鑑み、自宅の復旧や仮設住宅等への入居までの間の被災者の生活環境を確保するため、被災地の避難所等から、被災地外の一時的な避難施設やホテル・旅館等の2次避難所への被災者の移動を支援するために設けられた避難所。石川県商工労働部企画調整室「(資料提供) 1.5次避難所について」(令6.1.8)。

⁸ 第3回令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ資料2-6 全国社会福祉協議会「令和6年能登半島地震におけるDWAT活動について」(令6.8.7) 6頁

⁹ 中央防災会議防災対策実行会議令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について(報告書)」(令6.11) 94~95頁

難所及び応急仮設住宅の供与」の一環として行われるかであり、自宅や車中などの避難所以外の場所に滞在する被災者への提供は想定されていなかった。このため、改正案では、災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」を追加すること、災害対策基本法に避難所以外の場所に滞在する被災者へ必要な福祉サービスを提供する旨の努力規定等を追加すること等の項目が盛り込まれた。

改正案に係る国会審議では、DWATの人員確保策、福祉人材の更なる処遇改善の必要性、人員を被災地に送り出す派遣元施設の職員の配置基準の在り方、福祉避難所となる社会福祉施設の耐震化の必要性等について質疑が行われたほか、参議院において、災害時に適切な福祉サービスが提供されるよう、DWATへの情報提供及びDWAT間の情報連携のために必要な環境整備を図ることを政府に求める附帯決議が付された¹⁰。

改正案は令和7年5月28日に成立し、7月1日に施行された（令和7年法律第51号）。

3. 今後の課題

厚生労働省の「地域共生社会の在り方検討会議」の中間とりまとめ（令和7年5月28日）では、災害対応と平時における福祉の支援体制に関して、双方の充実の観点からも、地域共生社会と被災者支援の連携方策について議論を進めていくことが重要であり、DWATの平時からの体制づくりや研修の実施、都道府県等と関係機関の連携等を図る必要があるとして、これを可能にするための法令上・運用上の措置を行うことを検討すべきであるとされた¹¹。また、経済財政運営と改革の基本方針2025（令和7年6月13日閣議決定）では、防災対策の推進等として、保健医療福祉活動チーム等の体制整備・人材育成に取り組むとされた¹²。

これらを踏まえて、社会保障審議会福祉部会では、平時からの災害時を見据えた福祉支援の体制づくりのため、社会福祉法に基づいて地方自治体が作成する地域福祉（支援）計画の記載事項に災害福祉に関する事項を追記することが議論されている。具体的な記載事項としては、都道府県地域福祉支援計画にDWATの整備状況、災害時における役割や実施内容を盛り込むこと等が検討されている。また、DWATの体制整備や災害時の支援をより安定的かつ円滑に行う観点から、災害時に福祉的支援に従事する者の登録制度を整備することやそれらの者に対する研修及び訓練の実施に関する規定を設けることのほか、DWATの活動に必要な要配慮者等の個人情報を適切に入手・活用する観点から、DWATチーム員に秘密保持義務を課すこと等を法制度として整備することが検討されている¹³。

はまだ いさむ
(浜田 勇・厚生労働委員会調査室)

¹⁰ 参議院災害対策特別委員会「災害対策基本法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」項目5（第217回国会参議院災害対策特別委員会会議録第6号22頁（令7.5.23））

¹¹ 厚生労働省「地域共生社会の在り方検討会議」中間とりまとめ（令7.5.28）31～32頁

¹² 「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令7.6.13）29頁

¹³ 第30回社会保障審議会福祉部会資料1「災害に備えた福祉的支援体制について」（令7.10.21）13～17頁